土 木 環 境 委 員 会 記 録< 第 4 号 >

平成23年第8回沖縄県議会(11月定例会)

平成23年12月13日 (火曜日)

沖 縄 県 議 会

土 木 環 境 委 員 会 記 録<第4号>

開会の日時

年月日 平成23年12月13日 火曜日

開 会 午後1時33分 散 会 午後2時10分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 甲第2号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 2 甲第 3 号議案 平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第 1号)
- 3 甲第 4 号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 4 乙第9号議案 工事請負契約について
- 5 乙第10号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 6 乙第11号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 7 乙第12号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 8 乙第13号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 9 乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 10 乙第21号議案 道路整備事業において取得した土地の所有権確認に関する 和解について
- 11 乙第22号議案 指定管理者の指定について
- 12 乙第23号議案 指定管理者の指定について
- 13 乙第30号議案 指定管理者の指定について
- 14 乙第31号議案 指定管理者の指定について
- 15 乙第32号議案 指定管理者の指定について
- 16 乙第33号議案 指定管理者の指定について

- 17 乙第34号議案 指定管理者の指定について
- 18 乙第35号議案 指定管理者の指定について
- 19 乙第36号議案 指定管理者の指定について
- 20 乙第37号議案 指定管理者の指定について
- 21 乙第38号議案 指定管理者の指定について
- 22 乙第39号議案 指定管理者の指定について
- 23 乙第40号議案 指定管理者の指定について
- 24 乙第41号議案 指定管理者の指定について
- 25 乙第42号議案 指定管理者の指定について
- 26 乙第43号議案 指定管理者の指定について
- 27 乙第44号議案 指定管理者の指定について
- 28 請願第4号、陳情平成20年第64号の2、同第68号、同第72号、同第115号、 同第133号、同第136号、同第137号の2、同第149号、同第152号、同第160号、 同第162号、同第183号、同第185号、同第187号、同第192号の2、同第201号 の2、同第202号の2、陳情平成21年第18号、同第24号、同第33号、同第35 号から同第37号まで、同第63号、同第74号の4、同第76号、同第90号、同第 107号、同第109号、同第118号、同第119号、同第131号、同第134号、同第135 号、同第140号、同第157号、同第158号、同第165号、同第166号、同第168号、 同第172号、同第174号の3、同第181号、同第188号、同第191号の3、同第194 号の2、陳情平成22年第3号、同第42号、同第48号の2、同第68号から同第 70号まで、同第85号、同第91号から同第93号まで、同第102号、同第126号、 同第155号、同第169号の2、同第170号、同第173号、同第177号、同第190号、 同第205号、陳情第6号の3、第14号、第20号、第22号、第23号、第25号、 第30号の3、第31号から第33号まで、第38号、第51号、第52号、第56号、第 57号、第64号、第67号、第68号、第73号の4、第78号の3、第79号、第81号、 第91号、第93号、第102号、第115号の4、第127号の2、第128号の2、第130 号、第132号、第133号、第142号、第145号、第153号、第158号、第165号、 第176号の2、第181号、第187号、第189号、第190号及び第192号の2
- 29 閉会中継続審査(調査)について
- 30 意見書の提出について(地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める 意見書)(追加議題)

出席委員

委員長 當山眞市君

副委員長 照 屋 大 河 君 委 員 新垣良 俊 君 委 員 嶺井 光 君 委 員 池間 淳 君 垣 哲 委 員 新 司 君 委 幸 君 員 崎 山 嗣 委 員 嘉陽 宗 儀君 委 員 大 城 一 馬君 委 員 平 良 昭 一 君 委 員 新垣安弘君 委 吉 田 勝 廣 君 員

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

〇當山眞市委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

甲第2号議案から甲第4号議案まで、乙第9号議案から乙第14号議案まで、 乙第21号議案から乙第23号議案まで、乙第40号議案から乙第44号議案まで、請 願第4号、陳情平成20年第64号の2外106件及び閉会中継続審査・調査につい てを一括して議題といたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序、方法について協議を行った後、委員長が継続審査に係る動議の提出方法等についての説明を行った。)

○當山眞市委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第9号議案から乙第14号議案まで、乙第21号議案、乙第22号議案、 及び乙第39号議案から乙第44号議案までの議決議案14件を一括して採決いたし ます。

お諮りいたします。

ただいまの議案14件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案から乙第14号議案まで、乙第21号議案、乙第22号議案、及び乙第39号議案から乙第44号議案までの議決議案14件は可決されました。

次に、乙第23号議案について採決いたします。

崎山嗣幸委員

○崎山嗣幸委員 乙第23議案については、慎重に審議をする必要がありますので継続審査を申し立てたいと思います。

お取り計らいください。

〇當山眞市委員長 ただいま乙第23号議案に対し、崎山嗣幸委員から継続審査 の動議の提出があります。

本動議は先決性があります。

よって、この際、乙第23号議案に対する継続審査の動議を議題といたします。 休憩いたします。

(休憩中に、乙第23号議案を継続審査とすることについて協議した結果、 継続審査とすることで意見の一致を見た。)

〇當山眞市委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

乙第23号につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、乙第30号議案から乙第38号議案までの議決議案9件を一括して採決いたしますが、その前に意見、討論等はありませんか。

○嘉陽宗儀委員 これまで、小泉内閣の構造改革路線で国民に痛みを我慢しな さい、我慢すればやがて明るいあしたが見えてくるということで、この行財政 改革が進められて来た結果、ここまで来て見えてきたのは明るいあしたどころ ではなくて、ますます先が真っ暗になったと。それで、この指定管理者制度の 最大の特徴は、そこに働いている労働者に犠牲を強いると。人件費合理化で維 持費を軽減するという以外に、何もなかったことが非常にはっきりしてきてい ると。本来ならば当然このような施設はちゃんと県が直轄してやるべきものだ が、ここに来て矛盾が非常に拡大していると。しかも、県が率先して正規雇用 を増やす努力をしなければいけないのに、県のこのような指定管理施設で大体、 7割、8割が非正規雇用で沖縄県の雇用情勢を悪化させているという状況にな っています。少なくとも県がそのような労働条件を改善し、安心して暮らせる ようにするべきだが、今のようにいつまで指定管理がされるかわからない、い つまで働けるかわからないという、労働者自身の将来設計も立てられないよう な制度は、やはり今後なくしていく必要があると思います。そういう意味では、 特に問題があるという意味で、非常勤が多かった乙第30号議案から乙第38号議 案の9件については反対をします。住宅供給公社についてはかなり一生懸命努 力をした跡があるので、全面賛成というわけではないですけれども、しかし努 力の跡が見えるのでこれは賛成します。

○當山眞市委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第30号議案から乙第38号議案までの議決議案9件についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當山眞市委員長 挙手多数であります。

よって、乙第30号議案から乙第38号議案までの議決議案9件は可決されました。

次に、甲第2号議案から甲第4号議案の予算議案3件を採決いたします。 お諮りいたします。

ただただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案から甲第4号議案の予算議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いい たします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○當山眞市委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決 することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した議決議案1件、請願1件、陳情107件と、お手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し入れたいと思いますが、これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、前定例会において、採択した陳情第147号、地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める陳情は、国等へ意見書等を提出してもらいたいという要望の陳情でありますので議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

意見書の提出についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書を提出するかどうか及び文案・提出方法等について 協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書を提出すること で意見の一致を見た。)

〇當山眞市委員長 議員提出議案としての地方消費者行政を充実させるため、 地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書の提出について は、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。 本日の委員会は、これをもって散会いたします。 沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當山眞市